

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【事業年度】	第39期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社 アテクト
【英訳名】	atect corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小高 得央
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市角田二丁目1番36号
【電話番号】	072-967-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理ディヴィジョンリーダー 水馬 暁
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市角田二丁目1番36号
【電話番号】	072-967-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理ディヴィジョンリーダー 水馬 暁
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第39期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<中略>

(7) 自己株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

（訂正後）

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<中略>

(7) 自己株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8)取締役および監査役の責任免除

当社は職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

-